

一般精神保健福祉相談事業実施要領

1 目的

保健福祉センターにおける精神保健福祉業務の一環として、医師による精神保健福祉相談を実施し、精神障がい者及びその疑いのある者の早期発見、早期治療の促進並びに対象者の社会適応を援助するとともに、市民の精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

各区保健福祉センター

3 実施体制

精神科医師、精神保健福祉相談員、保健師等により月2～4回実施する。

4 対象者

精神保健福祉相談を希望する者のうち、精神科医師による相談を必要とする者（原則として市内居住者）。

5 実施日

保健福祉センター毎に定例日を定めて実施する。

6 内容

(1) 面接相談及び訪問

本人、家族または関係者の来所時に面接相談を行い、本人等の訴えの概要、生活史、既往歴、家庭環境等を聴取する。

面接相談は精神科医師、精神保健福祉相談員、保健師等が対応し、必要に応じて訪問を行う。

(2) 診断

面接相談及び訪問の結果に基づき、医師が診断する。

(3) 処遇

診断区分に応じて病院、施設等への紹介、医学的指導、保健福祉センター事業への参加に関する意見、ケースワーク等を行う。

7 周知

各区において広報、ホームページ等を活用するとともに、あらゆる機会に関係機関への周知に努める。

こころの健康センターは、関係機関及び団体への周知に努める。

8 費用及び事業経費

(1) 費用

相談費用は無料とする。

(2) 事業経費

非常勤医師報酬

総務事務システムへの実績登録に基づき、こころの健康センターから配付予算により総務事務センターが支給する。

9 記録

相談者の記録は保健師活動支援システム（PANSY）にて行う。

10 報告

精神保健福祉月報は保健師活動支援システム（PANSY）で報告する。

11 人権等に対する配慮

本事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から一部改正する。